

東浦町特殊詐欺等被害防止対策機器購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、深刻化する高齢者の特殊詐欺等による被害防止を図るため、特殊詐欺等被害防止対策機器を購入し、及び設置した者に対し交付する東浦町特殊詐欺等被害防止対策機器購入費補助金（以下「補助金」という。）に関し、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、特殊詐欺等被害防止対策機器（愛知県自主防犯活動促進事業費補助金交付要綱（令和5年3月29日付け4県安第600号愛知県防災安全局長通知別添）第3条第1号イに規定する特殊詐欺対策機器をいう。以下同じ。）を購入し、かつ自らが居住する住宅に設置する者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有していること。
- (2) 補助金の交付を申請する日の属する年度の末日において65歳以上の者（以下「高齢者」という。）又は高齢者の属する世帯の構成員であること。
- (3) 補助金の交付を申請する日の属する年度に特殊詐欺等被害防止対策機器を購入し、及び同日までに当該特殊詐欺等被害防止対策機器を設置していること。
- (4) 補助金の交付を受けようとする世帯の世帯員が過去に同補助金の適用を受けていないこと。
- (5) 補助金の交付を受けようとする経費（以下「補助対象経費」という。）に対する他の補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 町税の滞納がないこと。
- (7) 東浦町暴力団排除条例（平成23年東浦町条例第16号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）ではないこと又は同条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、特殊詐欺等被害防止対策機器の購入及び設置に要する費用とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、6,000円又は補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）のいずれか少ない額を限度として予算の範囲内で町長が定める額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、特殊詐欺等被害防止対策機器の購入及び設置が完了した後に、購入日の属する年度の3月末日までに、東浦町特殊詐欺等被害防止対策機器購入費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて町長に申請するものとする。

- (1) 住民票の写し
- (2) 補助対象経費が確認できる書類
- (3) 購入及び設置した機器が特殊詐欺等被害防止対策機器であることが確認できる書類
- (4) 町税の未納がないことが確認できる書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、本町が保有する公簿により確認することができるものについては、申請者の同意に基づいてその公簿により確認し、書類の添付を省略することができる。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、東浦町特殊詐欺等被害防止対策機器購入費補助金交付・不交付決定通知書(様式第2)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、東浦町特殊詐欺等被害防止対策機器購入費補助金交付請求書(様式第3)を町長に提出することにより補助金を請求するものとする。

2 町長は、前項の請求書に基づき補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 町長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。

(2) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

(検査等)

第9条 町長は、交付対象者に対し補助金の交付に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に購入した特殊詐欺等被害防止対策機器について適用する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条及び第9条の規定は、なお効力を有する。

(表面)

様式第1 (第5条関係)

東浦町特殊詐欺等被害防止対策機器購入費補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

東浦町長

住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

東浦町特殊詐欺等被害防止対策機器購入費補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 購入及び設置した特殊詐欺等被害防止対策機器の内容

メーカー名	
製品名	
品番	

2 補助対象経費・内訳

補助対象経費計	円 (消費税込み)
補助金交付申請額 (補助対象経費計×1/2)	円 (補助率 1/2 限度額 6,000 円) ※100 円未満切捨て

(裏面)

誓約書

誓約事項 (□にレを入れてください)

次の事項を確認し、遵守することを誓約します。

- 購入した特殊詐欺等被害防止対策機器を自らが居住する住宅に設置していること。
- 今年度に特殊詐欺等被害防止対策機器を購入し、本日までに当該特殊詐欺等被害防止対策機器を設置していること。
- 補助金の交付を受けようとする世帯の世帯員が過去に同補助金の適用を受けていないこと。
- 補助金の交付を受けようとする経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。
- 町税の滞納がないこと。
- 東浦町暴力団排除条例（平成 23 年東浦町条例第 16 号）に規定する暴力団員ではないこと又は同条例に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- この補助金の交付事務に必要な内容に関し、町の住民基本台帳及び税務資料を確認することについて了承すること。
- 誓約事項に虚偽があった場合は、町に対して補助金を返還すること。

年 月 日

氏名 (自署)

様式第2（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

東浦町長

東浦町特殊詐欺等被害防止対策機器購入費補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付け東浦町特殊詐欺等被害防止対策機器購入費補助金交付申請について、下記のとおり決定しましたので、東浦町特殊詐欺等被害防止対策機器購入費補助金交付要綱の規定により通知します。

記

- 1 交付の可否
（ 交付 ・ 不交付 ）
- 2 補助金交付決定額
_____ 円
- 3 不交付の理由

様式第3 (第7条関係)

年 月 日

東浦町特殊詐欺等被害防止対策機器購入費補助金交付請求書

東浦町長

住 所 _____

氏 名 _____

年 月 日付で交付決定のあった東浦町特殊詐欺等被害防止対策機器購入費補助金について、東浦町特殊詐欺等被害防止対策機器購入費補助金交付要綱の規定に基づき、次のとおり請求します。

記

1 補助金請求額

円

2 補助金振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協		口座番号	本支店名				店
	1 普通	2 当座						
預金種別	3 その他							
(カタカナ) 口座名義人 (漢字)								